

大樹町空き家情報登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は大樹町における空き家の情報を、広く移住定住を希望する者に提供することにより、定住促進及び都市住民との交流拡大による地域の活性化を図るため、大樹町空き家情報登録制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家等」とは、町内に存在する住宅又は宅地のうち、現に居住していない（登録申し込みの日から3ヶ月以内に居住しなくなる予定のものを含む。）ものをいう。
- (2) 「所有者」とは、当該空き家等に係る所有権者で、売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 「空き家情報登録制度」とは、大樹町内にある空き家等に関する情報を登録し、大樹町を通じて情報提供を行うことをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、大樹町空き家情報登録制度以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(登録の条件)

第4条 大樹町空き家情報登録制度により空き家等を登録することができる者は、空き家等を所有する個人とする。

- 2 不動産売買又は賃貸を主として営んでいる者は、大樹町空き家情報登録制度により空き家等を登録することができない。
- 3 不動産業者等の仲介を受けている空き家等については、大樹町空き家情報登録制度により空き家等を登録することができない。

(空き家等の登録申し込み等)

第5条 大樹町空き家情報登録制度による空き家等の登録を受けようとする所有者は、大樹町空き家情報登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは、大樹町空き家台帳（様式第2号。以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録の可否の結果を、大樹町空き家情報登録完

了（不可）通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

- 4 町長は、前項の規定による登録をしていない空き家等で、大樹町空き家情報登録制度により登録することが適当と認められるものについては、当該所有者に対して当制度への登録を勧めることができる。

（空き家台帳の登録事項の変更）

第6条 前条第3項の規定による大樹町空き家情報登録完了通知書を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく大樹町空き家情報登録事項変更届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（空き家台帳の登録の抹消）

第7条 町長は、空き家台帳の登録事項について次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事項を抹消するとともに、大樹町空き家台帳登録抹消通知書（様式第5号）により当該登録者に通知するものとする。

- （1）大樹町空き家台帳登録抹消届出書（様式第6号）の提出があったとき
- （2）当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき
- （3）大樹町空き家台帳に登録後、3年を経過したとき
- （4）その他町長が適当でないとしたとき

（情報提供等）

第8条 町長は、空き家台帳の登録情報を登録者の承諾を得た上で、インターネット等により公開するものとする。

- 2 町長は、登録者及び空き家台帳の登録情報の利用を希望する者が行う空き家等に関する交渉並びに売買契約及び賃貸契約については、直接これに関与しない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成21年10月1日から施行する。